

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、既存木造住宅の耐震補強を促進することにより、地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的に、静岡県内の既存木造住宅についてわが家の専門家診断事業を行うため、静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）を認定する。

第2 定義

- (1) この要綱において「相談士」とは、知事の認定を受け、わが家の専門家診断を行う者をいう。
- (2) この要綱において「わが家の専門家診断事業」とは、既存木造住宅に静岡県耐震補強相談士を派遣し、耐震診断及び補強相談を実施する事業をいう。

第3 相談士の認定等

- (1) 知事は、次に掲げる要件の各号に該当する者で、静岡県の主催する静岡県耐震診断補強相談士養成講習会又はそれと同等であると認められる講習会等を受講した者を、相談士として認定する。
 - ア 静岡県内在住または在勤の者
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号以下「法」という。）による建築士又は木造住宅の施工（大工）に係る7年以上の実務の経験を有する者
- (2) 知事は、相談士として認定したときは、台帳に登載の上、登録証（様式第1号）を交付する。また、台帳を基に登録者名簿を作成し、県及び市町の窓口等で公開する。
- (3) 知事は、必要に応じて登録証の更新を行う。

第4 認定の申請等

- (1) 相談士として認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 登録証の更新を受けようとする相談士は、第3(1)の講習会を受講の上、登録証更新申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (3) 紛失等により、登録証の再発行を受けようとする相談士は、登録証再発行申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

第5 相談士の有効期限

相談士の有効期限は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第6 相談士の任務

- (1) 相談士は、静岡県内の各市町の派遣によって、県内の既存木造住宅のわが家の専門家診断事業を行い、その結果を当該市町に報告する。
- (2) 相談士は、わが家の専門家診断事業実施中は、常時、登録証を携帯するものとする。

第7 相談士の責務

- (1) わが家の専門家診断事業の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らし
てはならない。
- (2) わが家の専門家診断事業を行う際には、営業につながる行動を行ってはならない。
- (3) 相談士であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し業務を履行すること。

第8 登録事項の変更

相談士は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、第4(2)の登録証更新申請書の提出の際、登録証更新申請書にその旨を記載したときは、変更届を提出したものとみなす。

第9 認定の取消し

知事は、第3の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- ア 法による建築士でなくなったとき
- イ 各市町から業務受託後、業務の不履行、又は期間の遅延、若しくは現地調査や相談業務等に不都合があったとき
- ウ その他第7の定める事項に反し、知事が不適當と認めたとき

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、相談士に関しての必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

様式第 1 号（第 3 関係）

（表面）

静岡県耐震診断補強相談士登録証	
認定番号 氏名 生年月日 有効期限 平成 年 3 月 31 日 上記のものは静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき相談士として認定したものであることを証する。	写真
平成 年 月 日	静岡県知事 印

（裏面）

備考
静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱抜粋
第 6 相談士の任務
（2）相談士は、わが家の専門家診断事業実施中は、常時、登録証を携帯するものとする。
第 7 相談士の責務
（1）わが家の専門家診断事業の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。
（2）わが家の専門家診断事業を行う際には、営業につながる行動を行ってはならない。
（3）相談士であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し業務を履行すること。

様式第2号（第4関係）

静岡県知事 様

(申請者氏名) (自署)

静岡県耐震診断補強相談士認定申請書

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき、市町から依頼されるわが家の専門家診断事業を行う耐震診断補強相談士としての認定を申請します。

フリガナ氏名			性別	男 ・ 女
			生年月日	年 月 日
静岡県内に在勤または在住者等の確認				
住所	〒 (電話) (FAX)			
勤務先名称				
勤務先住所	〒 (電話) (FAX)			
資格	建築士（１級・２級・木造）（該当する級別を○で囲む）			
	建築士免許登録番号	号	登録年月日	年 月 日
	木造住宅の施工（大工）に関して７年以上の実務経験を有する者 （経験年数 年－裏面の申告書記載）			
講習会	１ 静岡県主催 静岡県耐震診断補強相談士養成講習会 ２ 静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会主催 静岡県耐震診断補強相談士講習会 ３ （一財）日本建築防災協会主催 木造住宅の耐震診断と補強方法講習会（平成 16 年度から 25 年度までに開催） ４ （一財）日本建築防災協会主催 国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習 木造耐震診断資格者講習（平成 26 年度以降開催） ５ その他（ ）			
所属団体 (該当番号に○印：重複可)	１ (公社)静岡県建築士会（地区名： 地区） ２ (一社)静岡県建築士事務所協会 ３ 静岡県木造建築工業組合 ４ その他（ ） ５ なし			

様式第3号（第8関係）

静岡県知事

様

認定番号

住 所

氏 名（自署）

静岡県耐震診断補強相談士登録変更届

静岡県耐震診断補強相談士登録事項に下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

● 変更のある項目のみ記入してください

		変 更 前	変 更 後
フリガナ			
氏 名			
住 所		〒 TEL FAX	〒 TEL FAX
勤務先	名 称		
	住 所	〒 TEL FAX	〒 TEL FAX
そ の 他			

※ 上記にない項目については、届け出る必要はありません。

様式第4号（第4関係）

静岡県知事

様

認定番号

氏名（自著）

静岡県耐震診断補強相談士登録証更新申請書

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき、登録証の更新を申請します。

フリガナ 氏名	変更の有・無		性別	男・女
			生年月日	年 月 日
自宅住所	変更の有・無	〒 (電話) (FAX)		
勤務先名称	変更の有・無			
勤務先住所	変更の有・無	〒 (電話) (FAX)		
登録資格 (該当する項目に ○印：重複可)	変更の有・無	1 建築士（1級・2級・木造）（該当する級別を○で囲む） 免許登録番号第 号 登録年月日 年 月 日 2 木造住宅の施工(大工)に関して7年以上の実務経験を有する者 経験年数 年		
所属団体 (該当する項目に ○印：重複可)	変更の有・無	1 (公社)静岡県建築士会（地区名： 地区） 2 (一社)静岡県建築士事務所協会 3 静岡県木造建築工業組合 4 その他（ ） 5 なし		
更新要件 (該当する項目に ○印)		1 静岡県主催 静岡県耐震診断補強相談士養成講習会 2 静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会主催 静岡県耐震診断補強相談士講習会 3 (一財)日本建築防災協会主催 木造住宅の耐震診断と補強方法講習会（平成16年度から25年度までに開催） 4 (一財)日本建築防災協会主催 国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習 木造耐震診断資格者講習（平成26年度以降開催） 5 その他（ ）		
名簿登載 連絡先の指定		1 自宅 2 勤務先 （どちらかに○印 記入が無い場合は1となります。）		
備考				

【添付書類】

- ・現在の登録証の写し
- ・更新要件となる講習会の受講証明証の写し
- ・写真（2×3cm）[裏面に氏名、生年月日を記入のこと]

様式第5号（第4関係）

静岡県知事

様

認定番号

氏名（自署）

静岡県耐震診断補強相談士登録証再発行申請書

静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき、登録証の再発行を申請します。

フリガナ 氏名		性別	男・女
		生年月日	年 月 日
静岡県内に在勤または在住者等の確認			
住所	〒 (電話) (FAX)		
勤務先名称			
勤務先住所	〒 (電話) (FAX)		

※ 写真（縦3cm×横2cm [裏面に氏名、生年月日を記入のこと]）1枚を同封してください。

※ 登録証の再発行に係る実費を負担していただきます。